別表六（十四）　記載要領

1　この表は、青色申告書を提出する法人が租税特別措置法第42条の11第２項（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）又は所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の11第２項若しくは第３項（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額　⑽」の欄は、法第42条から第49条まで（圧縮記帳）の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理したときは、その経理した金額を記載すること。

3　「前期繰越分」及び「繰越税額控除限度超過額の内訳」の各欄は、当該事業年度が平成28年４月１日前に開始した事業年度である場合にのみ記載すること。

4　「法人税額の特別控除額　⑵3又は(⑵3＋⑵8)　⑵9」の欄は、平成28年４月１日以後に開始する事業年度にあつては「又は（⑵3＋⑵8)」を消し、同日前に開始した事業年度にあつては「⑵3又は」を消すこと。

別表六(十五)及び別表六(十六)を削る。

別表六(十七)の表中「同上のうち(1)が措法第42条の12第２項第１号に掲げる期間内であるものに係る額」を「同上のうち(1)が措法第42条の11の２第２項第１号に掲げる期間内であるものに係る額」に、「調整前法人税額（別表一(一)「２」、別表一(二)「２」又は別表一(三)「２」）」を「調整前法人税額（別表一(一)「２」、別表一(二)「２」又は別表一(三)「２」）」に、「法人税額超過構成額（別表六(二十五)「25の②」）」を「調整前法人税額超過構成額（別表六(二十三)「７の⑮」）」に改め、同表の記載要領第１号中「第42条の12第２項」を「第42条の11の２第２項」に改め、同表を別表六(十五)とし、同表の次に次の１表を加える。